

○環境省告示第四十五号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和二年四月二日

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

別表

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） K0102 の <u>55.2</u> 、 <u>55.3</u> 又は <u>55.4</u> に定める方法
(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、 <u>規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。</u> ）に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.c）（注 <sup>(2)</sup> ）第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が

別表

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） K0102 の <u>55</u> に定める方法
(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、 <u>日本産業規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。</u> ）に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.c）（注 <sup>(2)</sup> ）第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物

	共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法		質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)